**平成２１年（フ）第１３２号**
静岡県富士宮市村山1199番地、住民票上の前住所静岡県富士市石坂309番地の15
債務者　神戸　孝博
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

## 破産手続廃止

**平成２１年（フ）第３９３号**
千葉市若葉区若松台３丁目40番17号
破産者　田所　滋巳
1　決定年月日　平成21年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２０年（フ）第１０３０号**
千葉市中央区南町１丁目２番８号
破産者　東葉建材株式会社
1　決定年月日　平成21年７月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２０年（フ）第３５３号**
千葉県佐倉市馬渡1194番地８
破産者　株式会社平尾工務店
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２０年（フ）第３５４号**
千葉県佐倉市春路２丁目１番地３
破産者　平尾　輝美
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第１１４号**
千葉県富里市七栄298番地60　シティーパレスⅠ―106
破産者　松苗美知子
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第１１７号**
千葉県佐倉市城806番地５
破産者　塚本　　隆
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２０年（フ）第８７４号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津3418番地５
破産者　有限会社マキ薬品
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４号**
福井県敦賀市長沢44号５番地の８、最後の住所　福井県敦賀市長沢44号５番地の８
破産者　亡小田和正相続財産
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２０年（フ）第３８４７号**
愛知県豊橋市神野新田町字水神下83番地
破産者　有限会社アトミック
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２９２号**
愛知県半田市青山７丁目６番地１
破産者　ワット工業有限会社
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成１９年（フ）第１１２号**
岐阜県揖斐郡大野町大字西方1120番地の１
破産者　株式会社河田工務店
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２１年（フ）第２８９号**
京都市下京区室町通仏光寺上ル白楽天町528番地
破産者　株式会社染のみよし
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２９０号**
京都市下京区室町通仏光寺上ル白楽天町528番地
破産者　株式会社みさと
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第６２６号**
京都市西京区桂南巽町４番地１
破産者　株式会社ケンユウ
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第４４４号**
奈良市杏町169番地
破産者　ヤマトハイミール食品協業組合
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成２０年（フ）第７１６号**
奈良市西九条町３丁目11番地の10
破産者　谷口　道子
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

**平成１７年（フ）第２５８号**
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3223番地７
破産者　株式会社レキセイホーム熊本
1　決定年月日　平成21年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第５５８号**
秋田市仁井田福島１丁目８番４号、前住所秋田市楢山登町３番31号
破産者　髙橋工務店こと　髙橋　貞雄
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第４４号**
秋田市泉北１丁目21番４号　メゾンドール泉203号
破産者　田澤　　修
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１６２号**
秋田市楢山愛宕下14番６号　佐藤忠三方、前住所秋田市御所野元町５丁目５番８号
破産者　伊藤　浩一
1　決定年月日　平成21年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部